

意見書

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成21年8月21日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成21年9月9日

主任審理官 伊丹 俊八

記

第1 意見

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備の技術基準を定めること。（第49条の28及び第49条の29関係）
- 二 その他規定の整備を行うこと。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備の技術基準適合証明等のための審査方法について定めること。（第2条関係）

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件は、2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセス（BWA）システムの小電力レピータを導入するため、関係規定の整備を行うものである。

BWAシステムは、主にノートPC等の情報端末によるデータ通信の利用を想定して導入されたものであり、屋外での利用のみならず屋内での利用環境の整備についても期待が寄せられているところである。

現在、鉄道駅構内、空港内等の公共性が高く、比較的規模の大きな施設内については、基地局の設置により、エリア整備が進められているが、地下街の個別店舗等の比

較的規模の小さい施設内、宅内及び鉄道・バスの車両内等のエリア整備のためには、携帯電話やPHSと同様に、安価かつ迅速に設置が可能な小電力レピータを導入することが有効であると考えられる。

そのため、当該システムのうち、現在使用されているモバイルWiMAX及び次世代PHSの2つのシステムにおいて、小電力レピータを導入することとし、関係規定の整備を行うものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する3者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
株式会社ウィルコム	賛 成	
社団法人電波産業会	賛 成	
UQ コミュニケーションズ株式会社	賛 成	

第3 理由

本件は、2.5GHz帯を使用するBWAシステムについて、屋外での利用だけでなく、宅内や鉄道・バスの車両内等の屋内エリアへの利用の拡大を可能とするため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。

現在、BWAシステムは、駅、空港等の公共性が高く、比較的規模の大きい施設内では、基地局の設置による利用エリアの整備が行われているが、比較的規模の小さい、地下街の個別店舗、宅内及び鉄道、バスの車両内等へ利用エリアを拡大するには、携帯電話やPHSと同様に、安価かつ迅速に設置可能な小電力レピータを導入することが有効である。

今回の改正は、このような背景を踏まえ、2.5GHz帯を使用するBWAシステム用の小電力レピータの実用化を図るため、その技術基準等を定めるとともに、迅速な設置等を可能とするため、技術基準適合証明等により落成検査の省略等簡素化された免許手続を適用できるようにするものであり、改正の必要性は認められる。また、本件改正の内容については以下のとおり適当と認められる。

- 1 無線設備規則の改正案では、隣接する周波数の電波を利用する他のシステムとの共用条件等の検討を踏まえ、多重化方式、変調方式、空中線電力、送信空中線の絶対利得、その他混信等を防止するため具備すべき機能等の技術基準等を定めているが、これらは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正の内容は適当と認められる。
- 2 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案では、技術基準適合証明等により落成検査の省略等簡素化された免許手続を適用対象とするため、「特定無線設備」とし、技術基準適合証明等を得るための技術的な審査項目を規定するものであり、改正の内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。